

中央公契連モデルを改正

低入調査基準価引き上げ

国交省、きょう通達

国土交通省はきょう10日に、直轄工事の低入札価格調査基準価格の見直しを受けた中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）の改正を各地方整備局などに通達する。改正モデルは各省発注工事で適用されるが、同モデルを参照した都道府県発注工事での低入札価格調査基準価格見直しも期待される。

今回改正は早期のダンピング対策と品質確保の

普及が求められている現状を考慮し、毎年5月末に開く総会決議をまたぎ、中央公契連会員との調整手続きを行いモデル改正の前倒し実施を図った。

具体的には、予定価格算出ベースを①直接工事費額の10分の9・②共通仮設費額に10分の9③現場管理費額に10分の7④一般管理費等額に10分の3―を乗じた合計額と改めた。

ただし合計額が予定価に10分の9を乗じて算出

した額を超えるケースでは10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じた算出額に満たない場合は10分の7を乗

じた額とする。見直しは基本的には、国交省直轄工事で今月から適用した低入札価格調査基準価格の対象範囲引

き上げと算定式の見直しを反映させたもの。

改正中央公契連モデルの導入が都道府県などの自治体で進んだ場合、とくに改正予定価格事前公表を導入していない都道府県発注工事では、調査基準価格ライン上に応札が集中するため、改正モデル採用により平均落札率が直接的に引き上がる可能性がある。